

■ 学生対象 国民年金保険料の特例申請で支払いが猶予されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等によって所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料学生納付特例申請ができます。本人申告の所得見込額を用いた簡単な手続きにより申請できますので、希望される方は申請書をご郵送ください。

【対象者】（以下の要件をどちらも満たす方）

- ・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響によって業務が失われた等により収入が減少した学生
- ・令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が学生納付特例基準相当になることが見込まれる学生

【対象期間】

- ・令和元年度分
…令和2年2月分から令和2年3月分まで
- ・令和2年度分
…令和2年4月分から令和3年3月分まで

【申請手続きに必要なもの】

- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・学生証のコピー
- ・印鑑
- ・所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

申請書、申立書は日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードできます。必要事項を記入のうえ、住民福祉課 国保年金係（1階②番窓口）または岡谷年金事務所へご提出ください。



日本年金機構の
ホームページは
こちら

■ 納付が困難な方に 国民年金保険料が免除・納付猶予される制度があります

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合に、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や不測の事態が生じたときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができない場合がありますので、お早めに申請してください。

令和2年度分（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の免除等の受付は令和2年7月1日から開始されます。申請は原則として毎年度必要です。また、申請時点から2年1ヵ月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。（すでに納付済の月を除く）

ご希望の方は、住民福祉課 国保年金係（1階②番窓口）または岡谷年金事務所まで申請してください。

申請手続きに必要なもの

- ・年金手帳またはマイナンバーカード
（通知カードのみの場合は、本人確認が必要なため、運転免許証等も持参してください）
- ・印鑑
- ・失業を理由とするときは、失業したことを確認できる公的機関の証明の写し
（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 など）



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください

富士見町役場 住民福祉課 国保年金係 ☎399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777
岡谷年金事務所 ☎394-8665 長野県岡谷市中央町1丁目8-7